

大田区立池雪小学校PTA個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、大田区立池雪小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(個人情報保護管理者)

第3条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

3 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

(個人情報の収集)

第4条 本会が個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示しなくてはならない。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

(利用)

第5条 取得した個人情報等は、次の目的のために利用する。

- (1) PTA会費の集金に関わる名簿作成と集金手続き
- (2) PTA保険事故発生時の保険金の請求に関わる手続き
- (3) PTA活動に関わる名簿の作成
- (4) PTA活動に関わる保護者への緊急連絡
- (5) 翌年度役員推薦・選出に関わる役員等選考委員会からの連絡
- (6) 広報紙の作成
- (7) PTA活動に関係する大田区立池雪小学校または、大田区への情報提供
- (8) その他本会会長が特に認めた場合

(個人情報の管理)

第6条 個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(個人情報の開示請求)

第7条 本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示(当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正または削除請求)

第8条 本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

(苦情の処理)

第9条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(漏えい時などの対応)

第10条 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(研修)

第11条 個人情報保護管理者は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う会員に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(雑則)

第12条 本規程の改廃は運営代表委員会において行う。

2 本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

本規程は、平成31年1月1日より施行する。